

農業者年金受給権者現況届 記入例

記入を間違えた場合は、修正箇所二本線を引き、余白に修正後の内容を記入してください(訂正印は不要です。)

① 自己チェックの欄

1～6の項目の全てについて、「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください。

なお、自己チェックの記入が漏れていると、農業委員会で現況届を受理することができません。

【注1】

1～6の質問は、あなたご自身について伺うものです(ご家族のことではありません。)

【注2】

1の質問の「農業を営む」とは、農業を営業者として主宰していることをいいます。

農業者年金受給権者現況届 (折ったり、汚したりしないでください)

令和4年6月中にあなたの住所地の農業委員会にご提出ください

※1 「1. 支給停止事由等に該当していないこと」の自己チェックの項目1～6について、1つでも「はい」に該当する場合は、農業委員会にご相談ください。また、この自己チェックの記入が漏れている場合は、現況届を受理することができません。
 ※2 経営移譲年金又は特例付加年金の支給停止事由に該当する場合は、「支給停止事由該当届」を提出してください(この現況届は提出できません。)

1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック

あなたご自身について、以下の1～6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください

1	あなたご自身が農業を営んでいますか	はい	いいえ
2	あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい	いいえ
3	後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか	はい	いいえ
4	あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	はい	いいえ
5	あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい	いいえ
6	あなた名義で農業共済(NOSA)に加入しましたか	はい	いいえ

2. 「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください

農業所得の納税申告名義等、左記4～6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて**同意した上で署名します**

受給権者の欄	
氏名(自署)	農 年 一 郎
生年月日	大正(昭和) 2 7 年 4 月 1 5 日
住所	東京 港区西新橋1-6-21
電話番号 (0 3)-(3 5 0 2)-(3 9 4 5)	
ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入される場合は、下記の「代理人の欄」も記入してください	
代理人の欄	
氏名	農 年 太 郎
受給権者との関係	子
住所	東京都港区西新橋1-6-21
電話番号 (0 3)-(3 5 0 2)-(3 9 4 5)	

以下の項目に該当する場合は、別途届出が必要となる場合があります。農業委員会にご相談ください。

農業経営を再開した 農地等の相続を受けた 農地以外の地目を農地等に開墾した

後継者が転出した 農業を営む法人の構成員になった

後継者が亡くなった 農地等を宅地、山林等に転用した

貸していた農地等が解約又は期間満了により返還を受けた

経営移譲のやり直し等を行う予定だったが、返還から1年が経過した

② 受給権者の欄

氏名を自署してください(押印は不要です。)

なお、経営移譲年金又は特例付加年金を受給している方は、当基金及び農業委員会が関係機関に対し、農業所得の納税申告名義等の照会をすることについて、同意した上で、自署してください。

生年月日、現住所、電話番号を記入してください。

なお、住所を変更した方は、最寄りのJA(農業協同組合)に「住所変更届」(様式第20号)を提出してください(この現況届では、住所変更の手続きはできません。)

③ 代理人の欄

代理人の方が記入される場合は、「受給権者の欄」及び「代理人の欄」を記入してください。

現況届の裏面は、記入する必要はありません。

【よくあるお問合せ】

Q1 現況届は、市区町村役所(場)の支所又は出張所に提出することはできますか?

A1 市区町村役所(場)の支所又は出張所に、直接確認をお願いします。

Q2 現況届を紛失した又は汚損してしまった場合は、どのように届出をすればよいですか?

A2 農業委員会に、手書き用の現況届を用意していますので、こちらに必要事項を記入・署名し、提出してください。

Q3 転居しましたが、現況届はどちらの農業委員会に提出すればよいですか?

A3 現況届は、新しい住所地の農業委員会に提出してください。

また、最寄りのJA(農業協同組合)で、住所変更の手続きをお願いします(この現況届では、住所変更の手続きはできません。)

Q4 受給権者が死亡している場合は、どのように届出をすればよいですか?

A4 現況届の提出は不要です。ご遺族の方が、最寄りのJA(農業協同組合)で、死亡届等の手続きをお願いします。

【お問合せ先】

お住まいの住所地にある市区町村役所(場)の農業委員会にお問合せください。

独立行政法人農業者年金基金

専門相談員 電話 03-3502-3199

業務部給付課 電話 03-3502-3945

ホームページアドレス <https://www.nounen.go.jp/>

